# 令和3年度 第14回春日区地域協議会 次 第

日時:令和4年2月14日(例) 午後6時30分から

会場:上越市市民プラザ 第2会議室

全体会1時間 + 分科会1時間

1 開 会

【2分】

2 あいさつ

【3分】

- 3 議 題
  - (1) 協議事項
    - 令和4年度 地域活動支援事業について

【50分】

- 1) 審査の主体について
- 2) 審査の基準について
- (2) その他

#### 4 その他

(1) 次回開催日の確認

【5分】

- ▶ 日時 令和4年 3月 日()午後6時30分から
- ➤ 会場 上越市市民プラザを予定
- ▶ 内容 (自主的審議事項)各分科会における検討状況について※ 閉会後、分科会を開催
- (2) その他

#### 5 閉 会

(閉会後)

#### ■ 分科会 ■

【60分】

(1) 審議

前回会議の資料2などをもとに今後の取組みについて審議する。

- \* 審議の時間は1時間(長くても1時間30分)を目途とする。
- \* 上記にかかわらず、終了した分科会から随時解散する。

#### 審査主体が市となる場合の変更点について(春日区)

	令和3年度	令和4年度		
	地域協議会が審査	A) 地域協議会が審査	B) 市が審査	
	28 区で 1 億 8 千万円	28 区で 1 億 8 千万円(予定)		
予算	均等割7割、人口割3割	均等割7割、人口割3割		
	春日区配分額:1,050万円	春日区配分額:未定(前年同程度)		
募集要項			・令和3年度の基準等を踏まえる。	
審査基準	地域協議会が決定	地域協議会が決定	・必要に応じて地域協議会に意見を聞	
募集期間等			き、市が決定	
提案の受付	中部まちづくりセンター	中がナナベノカルング		
場所	中部よりラくりセンター	中部まちづくりセンター		
追加募集の	実施しない	実施しない		
有無	(地域協議会の判断によるもの)	(市の方針)		
審査する人	地域協議会委員	地域協議会委員	市職員数名(区担当者以外)の予定	
採否の内定	6月下旬	6月下旬	<b>本工日まで目はで</b>	
時期	0 /3 [* 10]	0 月下町	若干早まる見込み	
			・市から地域協議会に審査結果を報告	
その他			する予定(★委員から意見があった	
			場合も結果は変更しない)	

## 【留意事項】

- ・3月議会における令和4年度当初予算(案)の成立が前提です。
- ・地域活動支援事業は、令和5年度は実施しない方針です。

## 地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等(春日区)

#### 1 事業の要件(採択方針、補助率、補助の対象外とする事業など)

項目	令和3年度の基準等		日本102日本7 李日笠	令和4年度の基準等の
	内 容	摘要	見直しに関する意見等	見直し(案)
採択方針	地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、春日山城跡を中心とした豊かな歴			
	史、文化と自然の宝庫を活かし、保存整備を基本とした環境整備のため、住民が自主的・主体的			
	に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。			
	・ 行政と住民、NPO など団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む			
	地域づくり事業			
	・ 地域住民が心豊かで安全安心に暮らせる住みよいまちづくりを進める事業			
	・ 春日区の自然景観と観光資源の整備活用を図る事業			
	・ 観光に関係するイベントの企画、実行や特産品開発などにより、地域力の向上に資する事業			
	・ 関係団体や地域住民の総力をあげた環境への関心向上のための事業			
	・ 春日山を中心とした地域の自然・里山・歴史等を学ぶ事業			
	・ 芸術・文化・スポーツを通じた活動により、地域の活性化に資する事業			
	・ 地域住民が互いに尊重し理解を深め、繋がりを形成できる事業			
補助率	· 10/10 以内			※ 裏面「提案団体」「補助対象
				経費」
補助金の上限額	・なし			
補助金の下限額	・ 5 万円			

## 2 募集・受付、添付が必要な資料

項目	令和3年度の基準等		見直しに関する意見等	令和4年度の基準等の
	内 容	摘要	<b>光</b> 担しに関する总允守	見直し(案)
記載事項・添付	・ 事業提案書に支出費目ごとの優先順位を記載			
資料	・ 区独自の様式「事業提案に係る確認事項」の添付により、プレゼンテーション参加意向の確			
	認と、支出費目ごとの優先順位を記載済みであることの確認を実施			
募集期間	・ 4/1休から 4/21休の 21 日間			・ 4/1(金)から 4/21(木)の 21 日間

## 3 審査の進め方

項目	令和3年度の基準等			見直しに関する意見等	令和4年度の基準等の
	内	容	摘要	兄旦しに関する息允守	見直し(案)
審査の手順	1) 受付	9) (協議会)プレゼンテーション			
	2) 要件等の確認	10) (協議会)意見交換			
	3) 委員への提案書配付	11) 委員による採点と減額案の作成・提出			
	4) 委員による精読	12) 採点等結果の集計			
	5) (協議会)提案内容の疑問点について共有	13) 委員への採点結果一覧等の配付			
	し、理解を深めた上で質問事項をまとめる	14) (協議会)採否・採択額・附帯意見の決定			
	6) 正副会長と事務局で質問事項を整理	採否の仮決定→補助額の仮決定→本決定			
	7) 提案者への質問送付	15) 正副会長と事務局で通知事項を整理			
	8) 提案者による回答提出	16) 採択内定の通知			

項目	令和 3 年度の基準等		見直しに関する意見等	令和4年度の基準等の
匁 口	内。容	摘要	光色した例える心が守	見直し(案)
質問	・ 提案者に書面で回答を求める(すべての疑問点に対する回答を得るため)。			
	・ 類似の質問は整理・統合し、提案者の負担を抑える。			
プレゼンテーシ	・ 全提案を対象にプレゼンテーション審査を実施	・ 全提案者が参加でき		
ョン		るよう 2 回開催		
採点	・ 基本審査判定(地域活動支援事業の目的と合致しているかの判定)を省略(提案の段階で地域の			
	課題解決や活力向上を目的とすることを確認しているため。)			
	提案内容を精査する中で支援の適否を個別に判断する。		[R3 振り返り ほか]	□ 規定なし
採否の考え方①	[精査の視点]		・ 特定の団体(の同一事業)が毎年採択されてい	□ その他( )
提案団体	・ 利益誘導の有無		る。	
灰条凹件	・ 収支状況から見た支援の必要性			
	・ 過去の事業の成果			
	提案内容を精査する中で支援の適否を個別に判断する。		[R3振り返り]	□ 規定なし
採否の考え方②	[精査の視点]		・ ユニフォーム、グローブ、ボールや楽器等の購	□ その他( )
補助対象事業	・ 提案内容における特別の事情(既存の町内会活動との違い など)		入補助は春日区の活性化につながっているか。	
	提案内容を精査する中で支援の適否を個別に判断する。	・交通費に係る補助額		□ 規定なし
採否の考え方③	[精査の視点]	は実績額の 1/2 以内		□ 交通費の補助額は実
補助対象経費	・ 品目ごとの補助率等の設定(ガイドライン)	とした。		績の 1/2 以内
				□ その他( )
提案者の関係者	(委員の申し合わせ事項)		[R3振り返り]	□ 会長、副会長、会計
である委員の審	・ 提案団体の関係者である委員は、当該団体が提案した事業を擁護する発言、当該事業のプレ		・ 制限を「まったくかけない」or「提案書作成に	のみ制限 … 意欲的に
査の制限	ゼンテーションへの参加(説明)を自粛する。		関わった人に拡大」のいずれかにすべき。	活動する人の妨げにな
	・ 提案団体の代表者等(会長、副会長、会計)である委員は、当該団体が提案した事業の採点・		・ 提案に関わった委員は関わらないほうがよい。	らないよう限定的に制
	採決を行わない。		・ 町内会長の充て職として関係者となる場合は制	限
			限の対象とすべきか。	□ 団体の全会員を制限
			・ 町内会長等は必ず関係が出てくるため、妥協案	… 審査結果に疑念を持
			として代表者等で収めたという認識である。	たれないよう広く制限
			・ R3 の考え方でよい。	□ その他( )
審査の参考資料	・ 事業提案書、担当課所見、質問に対する回答、採点結果、減額案			

## 4 採点結果の取扱い

項目	令和3年度の基準等		見直しに関する意見等	令和4年度の基準等の
	内 容	摘要		見直し(案)
順位	・ 理由がない限り、順位が高い事業が採択されやすく、また、補助額の減額についても不利な			
	取扱いとならないよう考慮する。			
	※ 下位の事業から採否を協議し、最初に採択した事業より上位の事業は、原則的に採択			
評価の低い事業	・ 共通審査基準の審査項目のうち平均点 2 点未満の項目があるものを「評価の低い事業」とす			※ 審査を市で行う場合
	る。			は「協議会」を「市」
	・ 「評価の低い事業」は順位付けを行わず、協議会で採否を協議する(採択を前提としない)。			に読み替える。